第三条　法第七十条第一項の申請は、当該申請者の住所（住所により難いときは、居所。以下同じ。）を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に対して求職の申込みをした上、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める様式による申請書を提出することによって行わなければならない。

（手帳の発給）

第四条　手帳の発給の申請があったときは、管轄公共職業安定所の長は、当該申請を受理した日から原則として三十日以内に、当該申請が法第七十条第一項の規定に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、当該申請者に手帳を発給し、適合しないと認めるときは、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

２・３　（略）

（手帳の失効）

第五条　法第七十条第二項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第七十一条第一項の規定による就職指導を再度受けなかったこと。

四　（略）

２　法第七十条第二項の規定により手帳がその効力を失ったとき（手帳がその有効期間を経過したことによりその効力を失ったときを除く。）は、管轄公共職業安定所の長は、その旨を、当該失効した手帳を返納すべき期限を付して、当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（就職指導の回数）

第九条　法第七十一条第一項の規定による就職指導（以下「就職指導」という。）は、管轄公共職業安定所が、四週間に一回、次条の規定により管轄公共職業安定所の長が指定した日に行うものとする。

（地域雇用開発促進法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める状態に係る特例）

第十三条　法第七十四条の規定の適用を受ける場合における地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「月平均値に三分の二を乗じて得た率（当該率）とあるのは、「月平均値（当該月平均値」とする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省令第七十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条及び第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第十六条　法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。	**第十六条**　法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。
一　（略）	一　（略）